

平成26年7月22日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

あなたが行っている贈与は有効ですか？ —生前贈与の注意点と証拠の残し方—

[1] 贈与の注意点

相続税対策の為に、「毎年、110万円を孫に贈与している。」という人は、多いでしょう。毎年100万円でも10年間続けると、1000万円の預金を移転できます。遺産を減少させるには、着実かつ大変有効な方法です。ただし、孫名義の口座に振込み、孫の名前で贈与税の申告や納税をしても完璧ではありません。次のことに注意しましょう。

- ① 通帳や印鑑は、孫本人または保護者が保管し、孫が自由に引き出せる実態が必要です。たとえ無駄遣い防止の目的でも、あなたが孫の口座を管理していると、贈与したことになりません。口座名義にかかわらず、贈与はなかったものと判断され、あなたの預金のままです。
- ② 毎年、同時期、同額の贈与は避けましょう。100万円×10年=1000万円の場、合、「1000万円の贈与契約を10年の分割で振り込んだ。」と誤解されてしまいます。誕生日、入学、御褒美等で時期や金額に変化をつけて贈与しましょう。

[2] 贈与の証拠の残し方

贈与をしたと税務署に主張するには、証拠が必要です。判断基準となる証拠は多い方が立証しやすくなります。

- ① 贈与の都度、贈与契約書を作成しましょう。「あげた」「もらった」というお互いの承諾があり、贈与契約は成立します。それを後日証明できるように、書面を残します。
- ② 贈与したお金の振込先口座の通帳と印鑑は、孫本人か保護者が管理しましょう。もらった人が自由に使えるのが、本来の贈与です。口座名義が変わっただけで、実質的になんら変化なしと言われない様にする為です。
- ③ 贈与税の申告・納税をしましょう。年間110万円を超える贈与を受けた場合は、期限内に必ず申告・納税をします。110万円以下の場合でも、贈与を受けた事実を残す為にあえて申告をするのも良い方法です。

長年コツコツとやってきた相続税対策が、無駄にならない為にもこちらの言い分を客観的に証明できる証拠をできるだけ多く残すように心がけましょう。